

早稲田大学学術研究倫理委員会
委員長 [redacted] さま

——「最終報告書」御礼と「非公開」要請不同意・公開宣言——

「アジア太平洋研究科における研究不正事案（盗用）に関する調査報告書」をお送りいただき、ありがとうございます。慎重なご調査と不正行為認定に、われわれ「原朗氏を支援する会」に集う者は喜んでおります。

しかし、その「非公開」要請には同意しかねます。ここに盗作認定内容の公開——表現様式・時期・分量等は適宜考えますが、最後はオリジナル全文の公開——を宣言します。以下に理由を述べます。

原朗氏が小林英夫氏の盗作を指摘し、小林氏から名誉毀損で訴えられてからの6年あまり、東京地方裁判所の判決は、学術研究倫理の違反に関する判定において不公正であり誤ったものであると確信して、2019年5月に東京高等裁判所に控訴した際に、追加証拠資料として小林氏の半世紀近くの研究不正を証明する証拠として提出したのが、ご調査いただき、小林論文の盗用・不正行為の認定を今回いただいた堀和生「小林英夫氏盗作行為の起源」（論文と付属証拠資料）でした。

ところが、東京高等裁判所は、この重要証拠資料を無視し、地裁判決の基本部分を再確認する不当・不公正な誤った判決を下しました。そこで今現在、原朗氏は最高裁判所に上告中であります。

東京地裁・東京高裁の学術研究倫理への無理解、ないし不正確な理解と証拠資料の数々の無視ははなはだしいものであり、その時に当たって、学問の府、「学の独立」を掲げる貴大学は、学術研究の不正行為に関する慎重な調査と正確な理解に基づき、私ども「原朗氏を支援する会」の基本的認識に合致して、小林英夫氏の貴大学現役教授当時の著作における盗作行為を認定いただきました。これは、学問研究に携わるものとして当然の結論であるだけでなく、学問の府である大学の自律的判断として、先頭に立って認定がなされたことは、まさに画期的であり、学問の独立を「教旨」とされる貴大学の誇り高い見識を実地に示されたことと、深く敬意を表します。

日本の学術研究の担い手として、学術研究倫理の不正判定において日本の科学研究専門家の正当で正確な判定を、最高裁判所の判断に反映させることは、単にわれわれ「原朗氏を支援する会」に集う研究者の日本と世界に対する社会的責任というだけではなく、貴大学の日本と世界に対する社会的責任でもあると考えます。

そういたしますと、必然的に、この認定された不正行為を正確に日本と世界に提示するこ

と、すなわち最終調査報告書の公開（日本と世界に向けて）こそは、いまや貴大学の名誉を守るだけでなく、大学としての社会的責任の遂行であると考えます。

ところが、お知らせいただいた文書によりますと、「本最終報告は非公開の内容である」と、ご調査いただいた慎重な経過と正確な判定内容に「学の独立」の見識を感じているものとして、不可解なご要請が最後に付け加えられております。

このご要請には、通報者といたしましては原理原則的に同意いたしかねます。

そもそも、最初に貴大学にわれわれが通報いたしましたのは、ことは日本と世界の学術界・広く一般社会に対する重要問題であるとの判断のもと、盗作認定の判断とその公開は当然のことと判断し、お伝えしているからです。公開なくして、日本の学界・社会、さらには世界の学界・社会は、この件に関して早稲田大学がどのような態度をとったのか、まったく闇のままとなります。

通報者として昨年 7 月に提出した文書において、第一には盗作行為を認定していただくことを求め、その認定を踏まえれば、第二に、必然的に社会全体に対してしかるべき処分を公開するのが、責任ある大学の態度と考えまして、処分についてもお尋ねしています。

今回の最終調査報告は、まさにその処分について、何の言及もいただいておりません。

この点は、学術研究倫理委員会としてどのように判断されたのでしょうか？

この最終調査報告に基づき、アジア太平洋研究科教授会において処分を検討され、それを踏まえた理事会審議を経て早稲田大学としての判定と処分を行ったうえで、この最終報告書を含めた全体文書を、社会に対して公開されるということでしょうか？

であるとするならば、その日程、ないし期限についても、お伺いしたいと思います。

このことは、上述したように、いまやいつ下されるかもわからない最高裁判所の判断に重要な影響を与えるものであります。地裁・高裁の不当な判決に対して、「学の独立」を校歌で高唱され、三つの「教旨」の筆頭に「学問の独立」を掲げておられる貴大学の建学の精神に則って、迅速果敢に社会に提示することこそが、貴大学に求められているものと信じます。

もしそうした迅速果敢な対応がなされないのであれば、貴大学は逆に不名誉を日本と世界に公然とさらすこととなります。すでに貴大学では、世界周知の小保方問題が発生しております。その反省の在り方も、この小林氏盗作案件の処理において、改めて問われることになりましょう。小保方氏は、まだ若手の研究者でした。データ捏造という学術研究の重大な罪を犯しましたが、それに対して、彼女を教育指導した大学の責任はなかったのでしょうか。

今回の小林問題が示すのは、2011 年という時点での 1966 年の盗作の「再犯」事件というべきものであり、小林氏が学部学生・大学院生として犯した何十年も前の盗作行為（初犯）

を基礎としつつ、貴大学現役教授時代に松村高夫氏・柳沢遊氏との論争書に掲載している不正行為です。数十年前の犯罪行為ではなく、貴大学で長く学生院生を指導していた後に、まさに数年後に定年を迎えるような時期に、改めて、自分の若い時期の優秀さを証明する論文として、「自慢」の解説をつけて収録しているものです。

研究者になりたての若手研究者ではなく、長期にわたって大学において教育研究に携わったものの不正行為です。その再犯行為に対して、厳正な処分を下し、社会に対しその判断根拠・理由・証拠を公開しないのであれば、早稲田大学における小保方事件についても、あれは必然だった、それを許容する環境・学問的雰囲気があったということにならないでしょうか。最終報告書全文の公開なくしては、研究不正にたいする責任の取り方として、説明責任不十分きわまりないといわざるをえません。

以上のことから、「本最終報告は非公開の内容」というご要請にもかかわらず、しかるべき時機をみて「原朗氏を支援する会」のウェブサイトにおいて公開するということをここに表明いたします。

上で述べましたように、貴大学大学院教授会での判定結果、さらに貴大学理事会での判定結果を受けての総長による処分・その理由公開・証拠資料開示ということ、それまで「最終報告書」全文の公開を待てということでありましたら、いつまで待てばいいのか、日程をお知らせいただきたいと思います。

しかし、最初に申しましたが、問題は最高裁判所に上告中の**緊急重大案件**です。繰り返しますがことは日本の研究と大学の名誉、学問の自由のあり方にかかっています。

最高裁判所の判定が出てしまってから早稲田大学の処分決定・証拠公開ということでは、われわれ「原朗氏を支援する会」の行動がまったく無意味になってしまいます。したがって、最高裁判所の判断がしかるく公正に行われるように、学術研究倫理の原則にしたがった正確な判定となるように、そのこと第一の目的に考えて、速やかに行動したいと考えます。

2020年3月2日

通報者（文責）